

2023年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

2022年7月13日

上場会社名 株式会社セイヒョー 上場取引所

コード番号

2872

URL https://www.seihyo.co.jp/

代 表 者

(氏名)飯塚 周一

問合せ先責任者 (役職名)取締役経営企画室長兼管理部長 (氏名)宮島 亜佐夫

(役職名)代表取締役社長

(TEL) (025) 386-9988

四半期報告書提出予定日

2022年7月14日 配当支払開始予定日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有

四半期決算説明会開催の有無

(百万円未満切捨て)

1. 2023年2月期第1四半期の業績(2022年3月1日~2022年5月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	売上高 営業利益		経常利益		四半期純利益		
	百万円	%	百万円	%		%		%
2023年2月期第1四半期	900	_	△30	_	△36	_	△37	-
2022年2月期第1四半期	1, 077	27. 9	9	_	12	_	9	_

	1 株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2023年2月期第1四半期	△80. 83	_
2022年2月期第1四半期	23. 05	_

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から 適用しております。2023年2月期第1四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値とな っており、売上高の対前年同四半期増減率は記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2023年2月期第1四半期	2, 977	1, 358	45. 6
2022年2月期	2, 091	1, 098	52. 5

(参考) 自己資本 2023年2月期第1四半期 1,358百万円 2022年2月期 1,098百万円

2. 配当の状況

		年間配当金					
	第1四半期末	第1四半期末 第2四半期末 第3四半期末 期末			合計		
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭		
2022年2月期	_	_	_	50.00	50.00		
2023年2月期	_						
2023年2月期(予想)			_	50.00	50. 00		

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2023年2月期の業績予想(2022年3月1日~2023年2月28日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高	<u>-</u>	営業利	益	経常利	益	当期純和	J益	1株当たり 当期純利益
第2四半期(累計)	百万円 2,300	% —	百万円 160	% △0. 5	百万円 167	% △0. 4	百万円 137	% △0. 1	円 銭 298.99
通期	3, 600	_	80	39. 5	90	27. 6	68	20. 0	148. 40

- (注)1 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無
 - 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首 から適用しております。上記の業績予想は当該会計基準等を適用した後の金額となっており、売上高の対前 期及び対前年同四半期増減率は記載しておりません。
 - 3 2022年4月25日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が99,000株増加しております。 2023年2月期の業績予想における1株当たり当期純利益については、第三者割当増資による増加株式数を考慮して算出しております。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有② ①以外の会計方針の変更 : 無③ 会計上の見積りの変更 : 無④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

1	期末発行済株式数(自己株式を含む)	2023年2月期1Q	531,081株	2022年2月期	432, 081株
2	期末自己株式数	2023年2月期1Q	23, 440株	2022年2月期	23, 367株
3	期中平均株式数(四半期累計)	2023年2月期1Q	458, 196株	2022年2月期1Q	408, 863株

- (注) 2022年4月25日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が99,000株増加しております。
- ※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因によって大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページの「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1.	当四半期決算に関する定性的情報
(1)	経営成績に関する説明2
(2)	財政状態に関する説明
(3)	業績予想などの将来予測情報に関する説明
2. [四半期財務諸表及び主な注記
(1)	四半期貸借対照表3
(2)	四半期損益計算書
(3)	四半期財務諸表に関する注記事項
	(継続企業の前提に関する注記)
	(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)
	(会計方針の変更) 6
	(追加情報) 7
	(重要な後発事象)

1. 当四半期決算に関する定性的情報

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、当第1四半期累計期間の各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっていることから、前第1四半期累計期間と比較した売上高の増減額及び対前年同四半期増減率は記載していません。詳細については、「2.四半期財務諸表及び主な注記(3)四半期財務諸表に関する注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス対策として一部地域で発出されたまん延防止等重点措置の解除により、行動制限が緩和され、経済活動に回復の兆しが見られました。しかしながら、急激な円安による為替相場の変動や、ウクライナ情勢の長期化、中国のロックダウンといった不安定な国際情勢により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内食品業界においては、新しい生活様式の定着により内食需要は依然として高く推移しており、この状況はしばらく続くと見込まれております。外食需要についても、まん延防止等重点措置の解除後、緩やかな回復傾向で推移しております。

このような状況の中、当社は、コロナ禍の厳しい環境の変化に対応するため、中期経営計画「Creative2024」において、「顧客満足度の向上」、「安定的な利益確保」、「ブランド力の向上による企業価値向上」という当社が目指すべき将来像を掲げ、全社一丸となって中期経営計画の達成に取り組んでまいりました。

当第1四半期累計期間の売上高は、主力のアイスクリーム部門において、自社ブランド品の新規取引先の開拓や既存取引先への拡販等が堅調に推移したものの、OEM受注が前年に比べ減少したことや収益認識に関する会計基準を適用したことにより、900百万円となりました。

損益面については、アイスクリーム類を製造する新潟工場において製造設備の入れ替えに伴い稼働日数が減少したほか、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇が利益を圧迫し、営業損失は30百万円(前年同期は営業利益9百万円)、経常損失は36百万円(前年同期は経常利益12百万円)、四半期純損失は37百万円(前年同期は四半期純利益9百万円)となりました。

なお、当社は夏季に集中して需要が発生するため、特に第2四半期会計期間の売上高は、他の四半期会計期間の 売上高と比べ著しく高くなる傾向にあります。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は前事業年度末に比べ886百万円増加し、2,977百万円となりました。これは主に現金及び預金の増加額337百万円、売掛金の増加額425百万円等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は前事業年度末に比べ625百万円増加し、1,618百万円となりました。これは主に買掛金の増加額151百万円、短期借入金の増加額370百万円等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は前事業年度末に比べ260百万円増加し、1,358百万円となりました。これは主に資本金の増加額161百万円、資本剰余金の増加額161百万円、利益剰余金の減少額60百万円等によるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

今後の業績見通しにつきましては、2022年4月8日に公表いたしました「2022年2月期 決算短信 [日本基準] (非連結) 」に記載した内容から変更ありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

		(単位:千円)
	前事業年度 (2022年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	213, 760	550, 977
売掛金	205, 605	630, 997
商品及び製品	394, 799	460, 984
仕掛品	853	_
原材料及び貯蔵品	92, 341	88, 698
その他	16, 640	38, 822
貸倒引当金	△2, 022	△6, 332
流動資産合計	921, 978	1, 764, 147
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	370, 424	371, 013
機械及び装置(純額)	164, 564	244, 617
土地	224, 792	224, 792
リース資産 (純額)	193, 072	190, 018
建設仮勘定	30, 184	_
その他(純額)	75, 808	76, 281
有形固定資産合計	1, 058, 847	1, 106, 723
無形固定資産		
リース資産	4, 555	4, 042
その他	8, 101	9, 112
無形固定資産合計	12, 657	13, 155
投資その他の資産		
投資有価証券	56, 413	52, 470
その他	48, 237	47, 679
貸倒引当金	△6, 712	△6, 702
投資その他の資産合計	97, 937	93, 446
固定資産合計	1, 169, 442	1, 213, 324
資産合計	2, 091, 420	2, 977, 472

(単位	:	千円)

		(単位:十円)
	前事業年度 (2022年 2 月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	195, 902	347, 003
短期借入金	340, 000	710,000
リース債務	22, 784	23, 653
未払金	41, 646	111, 339
未払費用	38, 961	50, 982
未払法人税等	9, 893	1,585
賞与引当金	30, 545	47, 225
その他	7, 793	21, 367
流動負債合計	687, 526	1, 313, 157
固定負債		
リース債務	161, 215	159, 602
繰延税金負債	2, 322	1, 121
退職給付引当金	106, 601	110,006
役員退職慰労引当金	405	405
資産除去債務	15, 361	15, 362
その他	19, 517	19, 162
固定負債合計	305, 423	305, 659
負債合計	992, 949	1, 618, 816
純資産の部		
株主資本		
資本金	216, 040	377, 658
資本剰余金	22, 698	184, 315
利益剰余金	891, 849	831, 820
自己株式	△53, 888	△54, 165
株主資本合計	1, 076, 700	1, 339, 628
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21, 770	19, 027
評価・換算差額等合計	21,770	19, 027
純資産合計	1, 098, 470	1, 358, 656
負債純資産合計	2, 091, 420	2, 977, 472

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

		(単位:千円)
	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
売上高	1, 077, 853	900, 239
売上原価	911, 521	772, 467
売上総利益	166, 332	127, 771
販売費及び一般管理費	157, 163	157, 772
営業利益又は営業損失(△)	9, 168	△30,000
営業外収益		
受取利息	86	71
不動産賃貸料	3, 610	3, 522
受取手数料	262	247
貸倒引当金戻入額	741	_
雑収入	1, 912	479
営業外収益合計	6, 614	4, 320
営業外費用		
支払利息	1, 760	2, 773
不動産賃貸費用	487	485
訴訟関連費用	1, 014	_
株式交付費	<u> </u>	7, 812
営業外費用合計	3, 263	11, 072
経常利益又は経常損失(△)	12, 519	△36, 751
特別利益		
固定資産売却益	1, 700	_
特別利益合計	1, 700	
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	<u> </u>	0
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	14, 219	△36, 751
法人税、住民税及び事業税	4, 792	285
法人税等調整額	<u> </u>	△0
法人税等合計	4, 792	284
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	9, 427	△37, 036

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2022年4月25日付で、株式会社Wealth Brothersから第三者割当増資の払込みを受けました。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ161,617千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が377,658千円、資本剰余金が184,315千円となっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 請求済未出荷契約

請求済未出荷契約に該当する取引について、請求時点での未履行の義務は、当該履行義務を充足した時点で 収益を認識する方法に変更しております。

2. 有償支給取引

当社は顧客から原材料を仕入れ、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして当該顧客に対して販売する取引を行っております。従来は原材料の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識していましたが、原材料の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当該原材料を棚卸資産として認識せず、有償支給取引に係る資産を認識する方法に変更しております。

3. 変動対価及び顧客に支払われる対価

リベート等の変動対価及び顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

4. 代理人取引

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

5. 物流倉庫の出庫料に係る取引

入庫時に一括で売上計上していた入出庫料のうち、出庫に係る部分についてその履行義務を充足した時点で 収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は127,800千円、売上原価は115,776千円、販売費及び一般管理費は11,336千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ687千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,557千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経 過的な取扱いに従って、前第1四半期会計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載してお りません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書(追加情報)に記載した、新型コロナウイルスの影響に関する会計上の見積り及び 当該見積りに用いた仮定について、重要な変更はありません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行)

当社は、2022年6月22日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」という。)を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の概要

(1)	払込期日	2022年7月21日				
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株				
(3)	発行価額	1 株につき8,460円				
(4)	発行総額	76, 140, 000円				
		当社の取締役(※)	3名 4,000株			
(5)	中小ハムマト	当社の執行役員	2名 200株			
(5)	割当予定先	当社の従業員	87名 4,800株			
		※監査等委員である取締役を除く。				
(C)	7. 11h	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知				
(6)	その他	を提出しております。				

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20,000株を上限とすること、譲渡制限付株式は譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式で構成されること、並びにその譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間と、②5年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2022年6月22日開催の当社取締役会において、対象取締役については、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会から当社第112回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬及び当社第111回定時株主総会から当社第121回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の執行役員及び従業員については、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会から当社第121回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として(以下、当社第111回定時株主総会から当社第112回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式を「譲渡制限付株式 I 型」といい、譲渡制限付株式 I 型以外の譲渡制限付株式を「譲渡制限付株式 II 型」という。)、割当予定先である対象取締役3名、当社の執行役員2名及び従業員87名(以下、総称して「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計76,140,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式9,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献 意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、下記のとおりの譲 渡制限期間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)。

i. 譲渡制限付株式 I 型

2022年7月21日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「本譲渡制限期間 I 」という。)

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

2022年7月21日~2032年5月31日(以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。)

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式 I 型

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式 I 型に係る本割当株式(以下、「本割当株式 I」という。)を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 I のうち、本譲渡制限期間 I が満了した時点(以下、「期間満了時点 I 」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式Ⅲ型に係る本割当株式(以下、「本割当株式Ⅲ」という。)を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式IIのうち、本譲渡制限期間IIが満了した時点(以下、「期間満了時点II」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点IIの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式 I 型

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年6月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の数を乗じた数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式 I につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 II 中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 II をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 II の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 II が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年6月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を120で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 II の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式 II (割当対象者が当社の執行役員及び従業員である場合は本割当株式 II の全部)につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式I及び本割当株式IIのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式I及び本割当株式IIを当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式 I 型

当社は、本譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2022年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Iの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Iにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Iの全部を当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、本譲渡制限期間 II 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2022年6月から当該承認の日を含む月までの月数を120で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式IIの数を乗じた数(ただし、計算の結果1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式II(割当対象者が執行役員及び従業員である場合は本割当株式IIの全部)につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において 譲渡制限が解除されていない本割当株式IIの全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前 営業日(2022年6月21日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である8,460円としております。これ は、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えておりま す。